

平成 1 8 年

第 2 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 1 8 年 5 月 2 2 日開会

柳泉園組合議会

平成18年第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	5
・行政報告	5
○閉 会	30

平成18年第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成18年5月22日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告

1 出席議員

1番 並木克巳	2番 白石玲子
3番 上田芳裕	4番 山崎英昭
5番 高梨功	6番 相馬和弘
7番 西畑春政	8番 小野幸子
9番 粕谷いさむ	

2 関係者の出席

管理者	野崎重弥
副管理者	星野繁
副管理者	坂口光治
助役	森田浩
収入役	石津省次
清瀬市市民生活部長	金子宗助
東久留米市環境部長	小山満
西東京市環境防災部長	斎藤静男

3 事務局・書記の出席

総務課長	大野常雄
施設管理課長	蛭田義一

技術課長	櫻井茂伸
技術課主幹	田春政雄
資源推進課長	涌井敬太
書記	山田邦彦
書記	米持讓
書記	本間尚介

午前10時00分 開会

○議長（相馬和弘） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年第2回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（相馬和弘） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、5月15日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります並木克巳議員に報告を求めます。

○1番（並木克巳） おはようございます。去る5月15日代表者会議が開催され、平成18年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成18年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、既にお手元に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行います。行政報告につきましては、報告終了後に質疑をお受けいたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第2回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（相馬和弘） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第5番、高梨功議員、第7番、西畑春政議員、以上のお二方をお願いをいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（野崎重弥） おはようございます。平成18年第2回柳泉園組合議会定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただき、ごあいさつを申し上げたいと思えます。

議員の皆様方には、各市とも第2回定例会を控えましてそれぞれお忙しい中、御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

私は、去る4月1日付で管理者に就任をいたしました東久留米市長の野崎でございます。前任者でございました星野前管理者より事務を引き継ぎ、微力ではございますが、当組合のため、皆様の御理解をちょうだいいたしながら、全力を傾けてまいりたいと考えております。前管理者同様、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

本日の定例会におきましては、行政報告について御説明申し上げます。

また、かねてより懸案事項でございました、ごみ処理施設旧第二工場の解体・緑化工事は本年2月末に終了し、その跡地は4月から緑地公園として一般開放いたしております。しかし、今後も不燃、粗大ごみ処理施設の更新など諸問題がございます。柳泉園組合といたしましては、これらの諸問題につきましても、環境への負荷を極力抑えつつ、皆様の御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、第2回定例会の開催に当たりまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 続きまして、助役より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○助役（森田浩） おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

ざいます。

4月1日付で柳泉園組合職員の人事異動を行っておりますので、御報告と紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私でございますが、去る2月23日に開催されました第1回定例会におきまして、助役選任の御同意をいただき、4月1日付で管理者より拝命いただきました。森田浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。大変微力ではございますが、与えられた職責を全うすべく努めてまいり所存であります。御指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず組合における職員の昇格及び人事異動を報告させていただきます。

まず、旧施設管理課長でございました大野で、総務課長でございます。

○総務課長（大野常雄） 大野でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、施設管理課主幹でございました施設管理課長の蛭田でございます。

○施設管理課長（蛭田義一） 蛭田です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 次に、技術課長補佐で、ここで昇格いたしました技術課長の櫻井でございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、総務課長補佐でございました涌井資源推進課長でございます。

○資源推進課長（涌井敬太） 涌井です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、構成市の職員の関係でございますが、まず東久留米市の内田國夫環境部長がここで退職されました。その後任といたしまして小山満環境部長が就任されましたので、御紹介させていただきます。

○東久留米市環境部長（小山満） 小山でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 続きまして、西東京市の大森文夫環境防災部長の後任といたしまして斎藤静男環境防災部長が就任されておりますので、御紹介させていただきます。

○西東京市環境防災部長（斎藤静男） 西東京市の環境防災部長の斎藤静男です。よろしくお願いいたします。

○助役（森田浩） 以上で人事異動等の報告を終了させていただきます。今後ともよろし

くお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回は、平成18年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営につきまして、行政報告書に沿って御報告させていただきます。

それでは、初めに行政報告の1ページをお開き願いたいと思います。

総務関係でございます。

まず、1の庶務についての主な事務の状況でございますが、2月10日に関係市の清掃担当部課長等をもって構成いたします柳泉園組合事務連絡協議会を開催いたしております。協議内容といたしましては、し尿処理の今後の進め方等について検討を行ったところでございます。

次に、2月27日でございますが、柳泉園組合ごみ処理施設解体・緑化整備工事検討委員会を開催いたしております。当該工事の実施内容につきましての確認書の取りまとめが行われたところでございます。

また、4月25日には第1回柳泉園組合行財政改革推進委員会を開催し、委員会の検討事項、組織、進め方等、基本的な事項について検討を行っております。

次に、2の見学者の状況でございますが、表1に記載のとおり、今期は8件、188人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が1件、102人でございます。

続きまして、3、ごみ処理手数料の徴収状況につきましては、表2に記載のとおりでございますので、参照していただきたいと思います。

また、2ページをお開き願いたいと思います。4、契約の状況につきましては、別紙、行政報告資料1として記載し、添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、恐縮です、3ページをお開き願いたいと思います。

ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございますが、今期の可燃、不燃、粗大ごみ

の総搬入量は2万869トンで、これは昨年同期の2万871トンに比較し2トン減少してございます。また、資源物の搬入量は2,236トンで、昨年同期の2,421トンに比べ185トン、7.6%の減少でございます。

なお、ごみ、資源物搬入量の種類別等詳細につきましては、6ページから9ページに記載させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、2の施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートにつきましては、点検等を実施する中で順調に稼働してございます。また、排ガス中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いをいただきまして実施させていただいたところでございます。

次に、不燃、粗大ごみ処理施設の稼働状況でございますが、軟質系のプラスチック類については3カ月間の合計で2,593トンをクリーンポートに搬入して焼却処理をいたしました。また、それぞれの施設を適正に維持するため、記載の定期点検整備等を実施してございます。

次に、磁選機回収鉄置き場の火災について少し御報告させていただきますが、4月10日の月曜日でございます。午前1時40分ごろ、粗大ごみ処理施設磁選鉄置き場から火災が発生し、3時ごろ鎮火した事件でございます。火災の状況等詳細につきましては、行政報告資料3といたしまして添付させていただいておりますが、これに沿って後ほど担当から御説明させていただきたいと思います。原因は鉄類の酸化熱及び発酵熱による自然発火によるものであるとの東久留米市消防本部の見解でございます。鎮火後の組合の対応といたしましては、近隣の住民及び自治会に対し火災発生の状況説明等を行い、さらには東京都等関係機関に報告をさせていただいたところでございます。

関係者及び地域住民の皆様には多大な御迷惑をおかけしたことににつきまして、この場をおかりしおわび申し上げますとともに、二度とこのような事態を招かないよう、今後適切な対応を図っていきたいと考えております。

次に、4ページでございます。

3の最終処分場への運搬でございますが、焼却残渣につきましては引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場へ運搬作業を行いました。今期の搬出量は2,845トンであり、昨年同期と比べ5トン減少してございます。

次に、5ページをお開き願いたいと思います。表の3-1から表の3-4につきましては、今期のごみ搬入状況を種類別にまとめたものでございます。

以下9ページに記載の表11までにつきましては、ごみ及び資源物の搬入量及び処理量等を表にまとめたものでございます。それぞれの内容は記載のとおりでございます。

また、10ページの表12から11ページの表14までにつきましては、クリーンポートで行いました各種測定結果についてまとめた内容を記載したものでございます。

表12のばい煙測定結果でございますが、ばいじん、窒素酸化物及び硫黄酸化物につきましては、それぞれ排出基準に適合いたしております。

表13につきましては、1月20日及び25日にそれぞれ実施いたしました柳泉園クリーンポートにおける排ガス、排水、焼却灰、ばいじん及び土壌中のダイオキシン類の測定結果をあらわしたものでございます。

次の11ページの表14でございますが、下水道放流水測定結果でございますが、結果は、それぞれ排除基準に適合いたしてございます。

次に、12ページをお開き願いたいと思います。

し尿処理施設関係でございます。

この期のし尿の搬入量の合計は629キロリットルと、昨年同期の750キロリットルに比べ16.3%の減少をしてございます。施設につきましては順調に稼働しております。

次に、13ページに記載の表15-1から表15-4までにつきましては、し尿搬入状況を表にまとめたものでございます。

次に、14ページの表16につきましては、下水道放流水測定結果でございますが、結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、15ページの施設管理関係でございます。

1のごみ処理施設（旧第二工場）解体・緑化整備工事につきましては、造成、歩道及び樹木の植栽等、緑化整備工事を行い、これによりまして計画いたしましたすべての工事が2月28日に完了いたしております。

また、解体・緑化整備工事検討委員会の経過等でございますが、当該整備工事の完了報告を受けまして、その内容等について検討した結果、平成18年2月27日に開催されました検討委員会におきまして、当該工事の施行について関係法令等に即して適正に実施されたことを委員会として確認するとともに、確認書として集約されたところでございます。

次に、2の厚生施設についてでございますが、野球場につきましては、今期は276回と、昨年同期の242回に比べ14.0%増加してございます。テニスコートにつきましては、今期は916回と、昨年同期の947回に比べ3.3%利用率が減少してございます。

また、室内プールにつきましては、今期は延べ1万4,123人と、昨年同期の1万3,505人に比べ4.6%の増加となっております。また、浴場施設につきましては2万7,189人の利用がございまして、昨年同期の2万5,697人に比べ5.8%の増加となっております。

次に、16ページに記載の表17-1から表17-2につきましては厚生施設の利用状況、次の表18につきましては厚生施設使用料の収入状況をまとめたものでございます。

次の17ページに記載の表19及び表20につきましては、室内プール及び浴場施設の水質測定結果でございまして、それぞれ基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） それでは、補足説明を涌井資源推進課長。

○資源推進課長（涌井敬太） それでは、行政報告資料3、「粗大ごみ処理施設磁選鉄置場火災発生状況報告書」について御説明させていただきます。

本報告書をお開き願います。

本件は、平成18年4月10日（月）午前1時40分ごろに発生した火災についての報告書でございます。

なお、本報告書は、4月12日付18柳泉園発第25号において過日御報告した書類と同じものでございますが、7ページにその後の対応の実施状況について写真を加えてございます。

火災発生の場所は、3ページの図面の中央部分、ピンク色に着色いたしまして、「磁選鉄」と記入してございます場所です。

火災発生から鎮火までの経過は、柳泉園組合が委託しております夜間巡回警備の警備員が午前1時25分ごろ磁選鉄置き場周辺を巡視点検で通過した時点では特に異常を感じませんでしたが、その後、午前1時43分ごろにコンビニエンスストアの来客者から消防署に火災の通報があり、午前2時ごろ東久留米消防署の消防車が柳泉園組合北門に到着し、東久留米消防団が北門を開放し、消火活動を開始していただきました。

5ページをお開き願います。5ページの上段の写真が東久留米消防署の職員が撮影いたしました現場到着時の状況でございます。

その後、午前2時20分ごろクリーンポート中央制御室に東久留米消防署の職員から連絡がございまして、柳泉園組合職員が現場へ向かい、シャベルローダーで消火活動に協力

いたしました。

5 ページ下段の写真が東久留米消防署の職員が撮影いたしましたシャベルローダーで磁選鉄の移動をしている状況でございます。

午前2時59分、東久留米消防署による鎮火の確認がありました。

6 ページをお開き願います。6 ページの写真が鎮火後の磁選鉄置き場の状況でございます。

火災発生の原因は、東久留米消防署の見解によりますと、粗大ごみ処理施設の磁選機で回収した鉄分を一時貯留している磁選鉄置き場には、鉄類、油の付着した布類、紙類及びプラスチック類が混在しており、土曜日に少量の雨が降った後に天気がよくなり、気温が上がって鉄類の酸化が促進され熱が発生したこと、その他のごみの発酵熱が加わり、さらに磁選鉄等が最大3メートルの高さまで山積みとなっていたことにより、内部に熱がこもって自然発火したものと推測されることとでございます。

なお、今後の対策として、火災発生の原因を考慮し、自然発火を未然に防止する方法として、磁選鉄置き場に貯留する量をなるべく少なくし、夜間に貯留する場合には、熱の発散をよくするため、山積みしないで1メートル程度に抑えることとし、現在、7 ページの写真のとおり実施してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 今報告をいただきまして、ありがとうございました。

順を追ってやっていきたいと思いますが、気がついたところから、少し順不同になって申しわけないんですけども、お話をさせていただきたいと思います。

今の火災発生の内容については、報告いただきましたのでわかりました。写真も添付されておりますので、これで状況はよくわかるんですが、願わくば、こういう緊急事態ですので、日付が入っている写真の方がむしろ経過がよくわかるのではないのかなということで、フィルム、デジカメによって、その証拠の能力の問題がもちろんあるのは十分わかった上で言っているんですけども、デジカメでも後から日付を入れられる——入れられるというのは作弄的に入れるというのではなくて、データの中から抽出して入れられると思うんですが、いずれにしても日付があった方がよりわかりやすいかなということで、こういう緊急の場合については、もちろんあっては困るんですが、今後のことも含めて日付

を入れていただければありがたいなと、こういう要望をいたしておきたいと思いますので、ぜひ取り上げていただければありがたいなと思っております。

それと、2点目は、契約状況であります。

これは前にもお話を申し上げておりますので、少しずつそういう方向で動いてきているのかなという感じはするのでありますけれども、まず1つは落札率の問題、これはもう何回も言っておりますがね。そこで、随意契約というのがありますね、我々はいわゆる随契と言っておりますけれども。この随意契約の落札率、予定に対する契約の金額でありますかね、ほぼ100%に近いんです。そこで、随意契約というのは100%でなければいけないのかどうかですね。随意契約の理由をとにかく明示しなさいと前にもお話し申し上げているので、契約理由として今書かれておりますけれども、唯一の業者であるということで随意契約にならざるを得ないと、これはわかりますね。そうしますと、金額も相手の業者の予定、あるいはこちらの予定価格に準じてほぼ100%にならざるを得ないということになるのかどうかということですね。

御承知のように、コストダウンの努力というものがなければ今後の経営の問題にも大きく影響してくると思うんですけれども、その辺のとらえ方、これをどういうふうに今後されていくのか。そして、その可能性があるのかどうか。いや、もう絶対無理です、随意契約というのはほぼ予定価格に準じて100%に近い価格しか存在しませんというのであれば、それはそれで意見として、あるいは見解としてとりあえず承っておきますけれども、その辺いかがでしょうか。

以上2点です。

○資源推進課長（涌井敬太） 御指摘のとおり、今後注意するようにいたします。よろしく申し上げます。

○総務課長（大野常雄） ただいまの随意契約の落札の関係でございます。

100%でなければいけないのかということと、今後も100%を続けるのか、または金額そのものが変更することが可能なのかと、こういうことだと思います。

私どもでは柳泉園組合の随意契約基準というものを設けておまして、この中では、随意契約で言われる分には施設運転委託などで特殊な技能を要するもの、それからここでは前年度と異なる者が請け負うことでその技能育成に相当時間の期間が必要となる場合については、こういったものは当該年度に入札を行いまして、その内容等が先ほども議員からお話ありましたように条件等が変わらないものについては、この入札からおおむね3年を

経過した中で随意契約ということでとらせていただいている現状でございます。

私どもではほとんどこの随意契約委託にかかわるものというのは人的なものが多いわけです。例えば、粗大ごみの中から有価物をとるとかそういうことで、全体の中の仕事量等についてもし大幅な量の変動等があれば、これは当然その部分は見直す必要があるかなとは考えているところでございますが、通常の業務の中で特に仕事量等が変わらない場合については、今回も消費税等の取り扱いについての金額等の差は出ておりますけども、今の考えでは基本的には業務の変更がない限りは随意契約については、こういうものについては、100%とは言いませんけども、それに近い金額で翌年度以降もやらざるを得ないという考え方で進めているところでございます。

○3番（上田芳裕） 契約ですので、担当部及びその業者が歩み寄る形がどういうものが理想かというのはなかなか判断の基準としてこれだというのは多分ないんだろうと思いますけれども、何回も言っていますように、昨今のいわゆる報道及び事件等を考えますと、落札率の高いということの意味、これは談合の疑いがあると、こういう報道もされています。したがって、もちろん柳泉園組合で過去にも現在にも、そして将来も談合はないと私は思っておりますけれども、そういう意味から考えても、いわゆる無用などいいますか、不必要な疑いをかけられない努力をする必要があるのではないのかと、これはもう私は前から言っております。したがって、落札率の問題というのは、誤解を招かないためにも、我々議会もそうですけども、十分に気をつけなければいけないと、これが1つですね。

それともう1つは、いわゆる随意契約という問題ですけど、随意契約の理由が書いてありますので、それはそれなりに私は評価しておきたいと思っておりますけれども、本当にそこでしかできないのかという問題が1つと、それから、例えば同じ内容のものでリピートする場合にコストダウンというのは本当に不可能なのかどうなのかと。もちろん人件費という問題がありました。そういったことも含めて、少なくとも一般企業では同じものをリピートというのは何らかのコストダウンを要求する、また要求されると。そこに競争性が生まれるわけですね。ですから、唯一の業者というのが果たして経済活動のあり方として正しいかどうかというのは問題が出てくると思うんですけどね。

いずれにしても、ぜひそういう努力をされているということが議会でも、それから一般の市民にも理解していただける、そういうものは今後今まで以上に必要であろうと、そういうふうに思って質問をしているわけでありまして。そこで、その可能性も含めて、今後の方向、何からの形でできるという、あるいはそういう方向で動くことも可能である、

あるいは努力してみると、そういう見解をあればひとついただきたいと思うのであります。

それと、行政報告についてということでの質問——諸般の報告も入るんでしょうけども、質問でありますので、議事日程では「その他」という項目がないんですけれども、これは議長にお願いしたいんですが、先般この議会でも問題になっております容器包装リサイクル法の問題、これについて質問することができるのかどうなのか。この辺は少し議長の方で、私は副議長ですので、事前にそんなことはやっておけると言われればお恥ずかしい話でありますけども、いわゆる容器包装リサイクル法に関しまして何回かこの議会でも問題にいたしますか、重要課題として論議してきております。

御案内のように、柳泉園組合というのは毎月あるわけではございませんので、今回の内容にも——あえて諸般の報告の中に踏み込んで関連ということであればできるかもわかりませんが、「その他」という項目がないので、柳泉園組合として容器包装リサイクル法の現状についてどうなっているのか少し確認もしておきたいと思うんですが、そういう質問が可能かどうか。議長の了解を得て質問ができれば質問したいし、質問が不可能であればまた別の機会にしたいと思っておりますので。

以上2点です。

○助役（森田浩） 契約の関係でございますが、確かに柳泉園組合といたしましての契約形態はこの特殊性というところから随意契約というのかなり多く行われているというのは事実でございます、その中で、随意契約するに際しましては地方自治法に基づきましてできる内容が決まっておりますから、当然その中の範囲内において実施させていただいているというのが実態でございます。ただ、柳泉園組合が予定価格を設定するときに、一般的な公共団体等の予定価格につきましては設計額がイコール予定価格として実施されるというのが一般的だと思います。

ただ、その中で、柳泉園の予定価格の設定の方法といたしましては、その都度設計をしまして、その設計金額の中に設計の単価の見直しをしまして、例えば一般的な公共団体ですと、その都度、年度ごとに決められた国基準や建設物価等の基準に基づきまして積算して予定価格を設定するんですけども、柳泉園の場合は、それにプラス前年度の契約の単価を比較しまして、設計額と契約の単価のどちらか低い方を積算単価として設定しまして予定価格としてございますから、当然、設計額が年々低くなります、契約単価を参考にしておりますから。そうしますと、その結果、予定額と落札率の比率が非常に狭まってくるという状況はこれはやむを得ない状況ではないかと思っております。ただ単純に年度ごとに設計表

なり設計単価なりに基づきまして設計した場合にはそれが基準になりますから、当然そこには開きが多少出てくるとは思いますけれども、なるべく契約額に、前年の実績に近いような形で柳泉園の場合は設計をしておりますから、それを予定価格としてやっておりますから、それは少しやむを得ないのかなと、私はここへ来て初めてかかわってそのような感じを持っております。

ただ、このクリーンポートが性能発注方式という形をとって契約してございますから、その目的は設計と施行を同時に専門的な観点からそういう形でせざるを得なかったという関係からそういう契約方法をとりました。それで、性能発注方式そのものにつきましての最終的な目的と申しますのは、維持管理、運転まで民間とかそういう形で行うということが国でいろいろ指導しておりますから、今後はそういう中でコストの削減を図っていくということも契約から離れた段階での柳泉園運営の1つのあり方ではないかと思っております。

いずれにしても、契約の方法というのは総体的に契約の改善を図っていかねばいけないというのがありますから、入札率の関係を含めまして、入札のあり方、契約のあり方というのは、今後、柳泉園の中で大いに議論すべき課題であるとはとらえております。

○議長（相馬和弘） 2点目の容器包装リサイクル法についての質問は可能かと、これは議長に取り扱いについてのお尋ねかと思いますが、行政報告に関する質疑をお受けしているところでございますけども、この間管理者会議の中でも議論がなされたと言長の方で聞いておりますし、柳泉園の事務事業の中でも軟質系プラスチック類の焼却の事業実績があります。これはかかわってくることでありますので、当然関連、含むものと考えておりますので、容器包装リサイクル法についての質問は十分可能だということで議長として認めていきたいと思っております。

○3番（上田芳裕） ありがとうございます。今、議長からもお話がありましたように行政報告が主体で質問しておりますので、もし差し支えがなかったら、皆さんの質問がこれからあると思っておりますので、終わった後に容器包装リサイクル法に関して質問するということでよろしいでしょうか。それとも今続けてよろしいでしょうか。私は、恐らく質問を予定されている方もいらっしゃるの、そこで脇道とは言いませんけれども、本来の予定されている質問から少し違っているなというニュアンスを持たれると申しわけないなと思っておりますので、皆さんの質問が終わってから容器包装リサイクル法に関して質問するということで、よろしければそういうふうにしたいと思います。いや、続けて結構ですよという

のであればそういうふうにしたいと思いますので、お任せしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（相馬和弘） 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き、上田議員。

○3番（上田芳裕） 議長の御配慮、大変にありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。

容器包装リサイクル法につきましては、前回あるいは前々回にお話を申し上げさせていただいております。そこで私どもが心配しておったのは、柳泉園組合の歴史から考えても、一緒にするかどうかは別として、構成市である3市と一緒に歩調を合わせてやるかどうかは別として、少なくとも協議の場で3市が協議をして、そこで合意した内容で進めていこうという流れになっておったと理解しておったわけでありましてけれども、しかし残念ながら西東京市が——前管理者も残念ながらというお言葉をお使いになっておりますけれども、西東京市がいわゆる独自の方向で進むということで、ほかの2市、すなわち清瀬と東久留米はまた別途考えざるを得ないと、こういう流れになって現在に至っていると理解しております。

そこで、いわゆる残されたという表現が適切かどうか分かりませんが、東久留米市と清瀬市は具体的にどういう方向で容器包装リサイクル法を柳泉園組合の構成市として進む方向に現在あるのかということと、西東京市は今後どうされるのか。18年度予算のときに計上されていないということで、計上というのはいわゆる西東京市が行うであろう容り法の対策について、その分が柳泉園組合の予算から減っていった当然ではないのかという質問に対して、いや、18年度は無理です、恐らく19年度になるであろう、あるいは19年度以降になるだろうと、こういう話でありました。したがって、西東京市はどうなっているのか。そういう現状を新しい管理者に質問するのは大変申しわけないんですけども、柳泉園組合としてどういうふうに理解をし、またとらえていくべきなのか。当然ながら、私は混乱と見ていますけど、この間の混乱の責任というのはい体具体的にどういう形でこの議会で表明していただけるのか、この辺についてお尋ねしたいと思います、いかがで

しょうか。

○管理者（野崎重弥） まず、容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類の処理の関係につきましては、確かに議員御指摘のように、平成11年ごろから構成3市によりまして共同歩調というものを模索してきたということは事実でございます。そういった中で、これまで事務連絡協議会を中心にどういった形でこの対応が図れるかということも含めて議論をしてきたことは御指摘のとおりでございます。しかし御案内のとおり、昨年西東京市から一定の新たな考え方が述べられ、前管理者も柳泉園組合議会の中で御答弁申し上げておりますけれども、まことに残念ではあるがということで、それぞれが独自の方向を目指さざるを得ないという形になったのは事実でございます。

しかし、その後構成3市の中ではそれぞれの市が容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類の処理の方法について、独自のそれぞれのお考え、そして手法、そういったものを検討する中で、聞くところによりますれば、平成18年度中には清瀬市、東久留米市が実施をしたいという考え方を示されたと同っておりますし、西東京市もさまざまな財政的な問題がある中でも平成19年度にはというよりも、18年度実施はやむなく断念をしたと同っております。

そういった中で、先般開かれました管理者会議におきまして、坂口副管理者から、容器包装リサイクル法に基づく対応で西東京市が単独実施する方針を表明したことにより、御心配とともに御迷惑をおかけしたことを大変申しわけなく思っておりますという言葉がございました。それと同時に、この間西東京市の単独実施に対して柳泉園議会、また西東京市の議会から共同歩調をとれなかったということについて指摘を受けておりますと。そういった中では、これらの指摘を真摯に受けとめたいという考え方を述べられております。そういった中で、今後ともこの対応についてよろしくお願いをしたいという考え方が述べられております。

そういった中で、管理者会議の中では、お互いに協力できるところは協力し合っていきましょうということで、そういった一定の考え方が発言をされておりました。こういった管理者会議の中での議論を踏まえまして、もう既にそれぞれ各市でそれぞれの歩みが始まっておるわけでございますから、それぞれの市がこの法に基づくその他プラスチック類の適正処理ということについて取り組んでいただけるものと確信をいたしておりますし、そういったことを踏まえて、柳泉園としても適切なおみ処理、中間処理施設としての適正な運営努力というものはこれからも続けていかなければならないと考えておるところでござ

ざいます。

○3番（上田芳裕） 新しい管理者になられて最初から難問を突きつけるのもいかなものかなという思いで、そういう意味では武士の情けという言葉もあるんだろうと思うんですけども、これで終わりにしますが、2つ少し確認をさせていただきたいと思うんです。

1つは、この間のいわゆる混乱の状態の中で、迷惑施設を持っているということもぜひ御理解いただきたいのでありますけれども、東久留米市の市議会では決議をいたしました、これは御承知かと思えますけれども。内容については、容器包装リサイクル法については当初の約束どおり構成3市で歩調を合わせ、なおかつその処理の方法は西東京市が責任を持って対応すること。以上、決議するという決議文であります。1会派を除いて全会派賛成ということで通りました。そういうことからするならば、今の流れは極めて残念な状況でありますけれども、これはこれでやむを得ないのかなと、こういう気がいたします。

そこで、少し1つ心配があるんですが、今の管理者のお話ですと、清瀬市、それから東久留米市は平成18年度の方で動いていると。その内容についても、ほぼ今の話ですとそういう方向で多分実現するであろうと受けとめさせていただきました。西東京市はそういうこともあって、今までの混乱もあって、恐らく平成18年は無理だということであれば、平成19年度以降になるであろうということになりますね。そうしますと、ここは柳泉園組合議会ですので、どうしてもそういうことをベースに物を考え、物を言わざるを得ないのでありますけれども、最悪の場合、いわゆる構成3市のうちの1市だけが従来どおり柳泉園に持ち込んで、今燃やしているんですか、梱包しているんですかね、わかりませんが、ほかの2市、すなわち清瀬市と東久留米市は恐らく外部へ出されるんだと思うんですけども、そういうことで1市だけが従来どおり持ち込むという形が地域住民にどう映っていくのかと。

すなわち、これはそもそも話が戻るんですけども、柳泉園組合を構成するときに相当な反対運動があって、できるだけごみを減らす、あるいは持ち込まない、そういう方向で来ているわけですね。容器包装リサイクル法についても3市共同でということが崩れた結果として、1市だけが柳泉園組合に相変わらず持ち込まれるということになると、地域住民の反応とか、あるいは当該施設を持っている議会あるいは市民、そういった人たちの反応というのは少なくとも今まで以上に話が違うんじゃないのという話が出てこないかどうか、そのときにどうするか、こういう心配を実はしております。その点について見解をお尋ねしたいと思います。

それからもう1つは、恐らく外へ出されるのであろうと思うんですけど、柳泉園組合の中で圧縮・梱包したり分別したりということをしないで、プラスチック類に関しては外へ出されると、多分こういうことだろうと思うんですけども、もう1つ考え方を逆にしまして、柳泉園の組合の中でそういったことができないものかどうかと。これは今までの話と矛盾する話になりますけれども、地域住民の理解というものがもちろん大前提です。その前提を崩すことはあり得ませんので、その大前提ですけれども、もし理解してもらえらばという前提ですよ。いわゆる柳泉園組合の中で、私は素人ですので今の施設を使えるという前提で今話しているんですが、いや、そんなの無理ですよということになればまた投資の問題あるいはコストの問題ということになってくるんだと思いますけれども、いわゆる圧縮・梱包と分別という今の従来の設備で可能か不可能かと。

こういうことも含めて、もちろんこれは今も言いましたように地域住民の理解が大前提でありますので、少し時間がかかるとは思いますけれども、今後懸念されるいわゆる輸送コストですね、原油がどういふふうになっているのかわかりませんが、恐らく昔のようにもとの価格に戻るのには厳しいのではないのかなと。サウジアラビアあたりはできるだけ安く抑えるということでスタートしたようでもありますけれども、それにしても輸送コストというのは今後かなり大きなウエートを占めるであろうということを考えますと、施設の中でどうかということも考えざるを得ないのではないのかなと。いわゆる今後の容器包装リサイクル法に対する基本的な考え方の一部として持ち合わせする必要があるのではないのかなと、こういう思いがあります。そうしたときに今回の混乱というのが地域住民にどう映っていくのかなと。恐らく引きずっていくであろうと、こういう懸念を持っているわけでもありますけれども、この2点について管理者から御意見をいただければありがたいなと思っております。

これで私の質問を終わりにします。

○管理者（野崎重弥） まず、容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類が、これまで不燃ごみの組成からいきますと大体40%から50%程度を占めております。それを今回容リ法対象として新たに分別をし、処理をしていくという考え方、もうこれは私がお話しするまでもございません。そういった取り組みをしていくということが基本的な考えにあるわけでございます。そういったことを例えば構成3市のうちの2市が今年度始めて、1市おくれるところがあるではないか、そのことが柳泉園近隣、また過去からの経緯がある中でいかなものかという御指摘でございます。

確かに同じ柳泉園を構成する市ができるものであれば同一年度内に、多少の差異はあったとしてもそれらの事業に取り組んでいく、これが基本的な考え方だろうとは思いますが。しかし各市それぞれさまざまな状況を抱える中で、そういった時期的なずれが多少出るといふことについては、柳泉園組合管理者としては、その市がこれからも容リ法対象をやらないという考え方を示しているのなら話は別でございますけれども、やるということ的前提に今後努力をしたいという考え方も示されておるわけでございます。そういったことは私どもも一定受けとめていかなければいけないだろうと思っておりますし、その早期実施に向けて柳泉園組合の管理者としてお願いはしてまいりたいと考えております。

それと、柳泉園における新たな機能付加を考えたかどうかということだと思っております。端的に申せば、柳泉園の敷地内にそういった圧縮・梱包施設を設けてコストダウンを図れないのかということでございます。今、柳泉園組合規約の中に容器包装リサイクル法対象その他プラスチック類処理というものについては規定はございません。しかしそれは規約でございますから、もし実施ということになれば、それはそれで一定の対応をしていかなければならないだろうと思っております。ただ、その前段でございますが、元管理者、この新工場を建設するときの前の前の管理者が近隣の自治会の皆さんに工事についての考え方を申し述べさせていただき、御同意をいただくという過程の中で、柳泉園における新たな機能付加はいたしませんということも御説明を申し上げ、御理解をいただいて、この新工場の建設ができているという経過があると私は伺っております。そういった中では、今、御質問をいただいてすぐさま、確かに将来的なコストや総合的なごみ処理ということを考えればそういった考え方も1つの考え方なのかもしれませんけれども、過去からの経緯がある中で、この場ですぐにそういったことも解決策の1つだという御答弁は、大変恐縮でございますが、でき得ません。

ただ、もしそういったことをやっていくということであるのであれば、当然これまでも近隣自治会との協議というものを踏まえてやってきたわけですから、そういったことはそういったプロセスを踏まなければ私は対応できないのではないかと考えております。

○議長（相馬和弘） 答弁漏れはございませんか。

○3番（上田芳裕） はい。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑をお受けいたします。

○2番（白石玲子） 大きく分けて2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、それほどでもないんですが、表の13なんですけれども、ダイオキシン類の

測定値、10ページなんですけど、クリーンポートにおきます土壌の関係で、西側で1月20日に330ピコグラム、南側で150ピコグラムという形の数値が出ております。基準は確かに日本の場合は1,000ピコグラムということなんですけれども、ヨーロッパなどに比較して非常に高い基準であるということで、実際に330というのは決して少ない状況ではないので、これは原因がもしわかれば。今までの経緯もありますので、その延長線上にあるのかなと思いますけれども、位置とそれから原因を教えてください。

それから2番目につきましては、契約の関係です。

今ほど上田議員からもいろいろ質問がございました。私は違う観点なんですけど、随意契約の関係は99.84%とか98.2%、100%に非常に近いというところで、果たしてこの状況でいいのかなというのは確かに私も疑問を持っておりますけれども、少し違う角度からお尋ねしたいんですけれども、契約関係、非常に多く出ております。

第1に伺いたいのが、会社名を言いますとクボタですね、アスベストなどで非常にいろいろな問題も出て、それなりには社会的な責任はとられていると思っておりますが、現実的にこちらの柳泉園に関しましてはこれまでの経過からいってクボタやなんかをお願いせざるを得ないみたいなどころもあるかと思うんですけれども、今後契約関係につきまして、対象になる業者ということの社会的責任の問題についてはどのように考えておられるのかということが第1点です。

それから第2点目としては、ずっと見せていただきますと内容が排ガス排水等分析委託、こういったものにつきましては専門性が非常に高いものですからやはりこうならざるを得ないのかわかりませんが、こちらの指名競争入札の価格を見ますと非常にばらつきが多いと。落札したところでは税を入れますと80%ぐらい、そしてまた多いところは、非常に極端ですけども、税を入れますと353%程度になるんでしょうか、そういった形で予定価格より多い、このばらつきが私には大変不思議に思いました。ほかにもそういうところが幾つかございます。この前私がお尋ねしたのは、積算根拠のことなんですけども、営繕で2人の積算職員がいて、そちらで積算をされているということであって、それなりの専門性を持たれて積算をしていらっしゃると思いますけれども、どうしてこのような形でのばらつきというものは出てくるのか、その点について教えていただけますでしょうか。

3番目には、委託契約関係なんですけども、運転業務関係、そういったものというのはやはりどうしてもいろいろな内容につきまして人件費が非常に大きく占めるというのはわかるんですけども、落札価格の人件費分についての割合というのはどのぐらいなのでしょう、

それをお尋ねしたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは、土壤中のダイオキシン類のことについて御答弁申し上げたいと思います。

まず、平成17年1月31日に実施した結果と比較すると、東側が64ピコグラムが68ピコグラムになっております。西側が210ピコグラムが330ピコグラムとやや高い数字になっております。また南側ですが、270ピコグラムが150ピコグラム。北側が23ピコグラムが14ピコグラムという低い値になっておりまして、高いところと低いところのこういうばらつきがございます。

土壤のダイオキシン類についてはいろいろ文献等もございますが、きのうきょうに発生した問題ではないものですから、正直柳泉園組合ではまだそのところの原因まではつかめておらないというのが現状です。

○総務課長（大野常雄） 随意契約の中で3点ほど御質問がありまして、まず1件目のクボタの件でございます。

これは、私どもでは、ここに業者の一覧表が書いてございますように、幾つかの業者の中でこういう対応ができるということはわかっておりますので、クボタについてはこの中で対象とするものにまだ該当していなかったということで入れておりますけれども、当然こういうものに該当した場合は外していくということで、これは決まっていることでございます。

それから、2番目に積算根拠について教えてもらいたいということですが、先ほども少しお話ございましたように、私どもでは随意契約の場合に当たっても、まず専門性を要するものについては前年度どういうことをやったかということも1つ参考にいたしまして、また東京都等のそういったものも一部参考にしながら積算をしているということでございます。

それから、委託の契約の中の人件費の比率ということでございます。私どもの方で今回契約状況といたしまして合計11件ほど載せておりまして、この中でそれぞれ随意契約という形で載せているものもございます。一般的には、先ほど申しましたように、例えば排ガス分析計の点検委託ということになれば、当然これはある一定の機器を使って行うということですから、この辺は多分そういった機器の損料とかそれから人件費等で構成されていると推理しているところでございます。それ以外の例えば運転業務委託、し尿処理施設の運転とか、プラットホームの管理業務委託、それから運転の中でも缶とか古紙、こう

いったものの業務委託については、委託しているわけですから会社等の経費は当然入っているといたしましても、それ以外はほとんどそこに従事する方の働いている人件費の中に入ってくるのではないかなと考えているところでございます。

○2番（白石玲子） 質問の仕方が悪かったのか、私の質問に対してのきちんとしたお答えがありませんでしたので、その点は再度質問させていただきます。

ダイオキシン類の関係の原因のことにつきましては、やはり原因というのは究明をすることが非常に大切だということもございますので、その点については現時点ではわからないとしても、基本的にはこういう施設を運営しているんですから、担当者としてもその原因の究明についてきちんに対応していただきたいと思っています。なかなか難しいところもあるとは承知しておりますけれども、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから契約の関係なんですが、私は単なるクボタということだけではなくて、業者の社会的責任の問題についてということで伺いました。その点につきましては、趣旨が伝わらなかったわけではないと思ひますけれども、クボタもやはりアスベストの問題ということが非常にございましたし、そういった面ではその点は柳泉園としてはどのぐらいの重みを持ってとらえていらっしゃるのかということについて再度伺ひたいと思ひます。あわせて、社会的責任の問題についてはちゃんと対応したいということの内容は少しおっしゃったと思ひますけれども、その社会的責任ということの基準は一体何なのか、そういうことについて柳泉園ではきちんとして検討しているのでしょうか。その点について伺ひたい。

それから2番目につきましては、随意契約のことも少しおっしゃって、それは先ほどの上田議員への御答弁の中でもわかりました。私が申しているのは、例えば非常に極端なところですが、22ページ、排ガス排水等分析委託、こちらにつきましては予定価格に対して落札率は79.3%、これにつきましては、それはそれなりに御努力の結果かと思ひながらも、ただしこちらの下の方の入札経過というところを拝見いたしますと、非常に数字にばらつきがある。不思議なことに、むさしの計測につきましては――落札したところですね。こちらにつきましては税込みでは約80%、そしてまた非常に多いところでは最初の段階で税抜きでは343.3%なんです、税込みでは恐らく353%ぐらいになるかと思ひます。予定価格が370万6,500円に對しまして、落札が294万円です。それに対して、先ほど申しました多摩市のパシフィックコンサルタンツというところでは1,291万円です。これだけの差というのは一体どこから出てくるのでしょうか。

先ほど積算根拠につきましては、柳泉園側としては営繕の方が2人積算職員がいて積算をしていくということで前回の議会では説明を承っております。したがって、その部分での予定価格ということでの積算だと思うんですね。ただ、ほかのところはかなり大きな数字で出していますので、これは出すときに仕様書か何かを出されて、やはり柳泉園としてきちんとした目的、そしてまたどのような形での分析をしてもらいたいかということの説明していらっしゃると思うんですけども、なぜこのような差が出てくるのかについて教えていただきたいと思います。

人件費のことについては大体状況はわかりますので、それは結構なんですけど、その点についてお願いしたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） それでは御答弁申し上げます。

私どものところ、仕様書の中に議員がおっしゃるように仕様を細かく書いて、それで当然入札という形になっておりまして、この中で日本ヘルス工業が飛び抜けて高い数字で出ているんですが、ここのところについて後で話を聞くということは実際にできないものから、実際正直なところはわからないんですが、仕様書としてはすべて私どもで事細かに仕様を書いて入札にかけているというのが現状です。

○総務課長（大野常雄） 業者の選定の中で、私どもで柳泉園組合指名業者選定委員会を設けておりまして、この中で所掌事項の中で指名業者の適格性の判定及び選定に関することということで、こういったものを設けて、今、白石議員のお話がありましたように、今回アスベストにかかわる公共事業にかかわるそういった不正行為を行った業者については出しまして、そういったものを排除していくということで進めていると、こういうことでございます。

○助役（森田浩） 契約の関係で、入札額というんですかね、応札額が非常に差があるということにつきましては、これは、柳泉園といたしましては、予定価格を設定するときに一定の専門性があるものにつきましては専門の設計会社に委託しまして、こちらでは設計できませんから。それに基づきまして内部的に過去の実績等の単価を参考に最終的に予定価格を設定してございます。ただ、このような排ガス等の分析委託につきましては、これは専門性がありますけれども、これは毎年行われているものですから、それにつきましても過去の契約額の単価等を参考に予定価格を設定させていただいて入札行為を行っているわけございまして、結果としてこのような形に応札がされたということで、一業者が非常にこの何倍もの応札をしたということにつきましてはの原因というのは、これは結果で

あって、柳泉園組合がどうのこうのというそれ以前の問題だととらえております。あくまでも結果であるということで、それまでの入札するまでのいろいろな経過というのは適正に各社平等に説明し、仕様書も各会社同様の仕様書でございますから、それに伴ってこういう形の結果が出るというのは柳泉園としても少し原因はわかりません。

○技術課長（櫻井茂伸） 先ほどのダイオキシン類の原因の関係なんですけども、定量分析、要するに数字がそこにどのくらい入っているかという部分と、それから定性分析というのがございます。それが例えばどういうものがあるかということがあるんですけども、実際に出た分析の結果というのは私ども確認のしようがあるんですが、ではそれがどうしてなったという話になっては少し難しいと思いますけども、議員の御指摘もございますので、これからも研究をしていきたいと思っています。

○2番（白石玲子） 3回目ですのでそろそろまとめていきたいと思っていますけれども、今、森田助役から1社だけとおっしゃいましたけれども、こちらの排ガス等分析委託につきましては1社だけではないですよ。金額をよく見てくださいね。かなり金額が高いところが随分並んでいます。

そういう中で、それなりに仕様書は細かくやっていたらっしゃるということで、それなりに専門性に基づいてやっていたらっしゃると思いますけれども、やはりこういった問題につきましては専門性を求められるものなので、内容的に少し変わってきているというものもあるのではないかと思うんですね。そういう意味では、やはり担当者としてもそのあたりの研究というのは必要ではないかと思えます。

これまで考えてきたものとはまた違う分析の仕方があるのか、あるいは計器を使う場合にその計器がまた何らかのお金がかかるのかよくわかりませんが、1社が1,291万円、ほかでも733万円とか975万円とかという数字も並んでおります。そういう中で、別に高いことがいいということではないんですけども、やはりこの中で見られるのは、これまで考えていたものとはまた違う形での科学的な分析の状況は変わってきているのかなど、素人考えなのでわかりませんが、そういうふうにも推察ができると思いますので、そういった点につきましてもまた今後とも研究をお願いしたいと思います。

それとあわせて、やはり積算根拠というのは、それはそれなりに基本的な基準に基づいて行われていくとは思いますが、専門性の高い分析の問題ですとかそういうことにつきましては確かに会社や研究所によって非常にばらつきがあると思います。そういった意味では、そういった部分の基準というものを持っていらっしゃるのか、その点について

最後に伺いたいと思います。

それからもう1つは、クボタの件に関しましては、そういった問題について社会的責任が生じたところについては外すとおっしゃっていましたが、別に私はここでクボタを外しなさいと言いませんけれども、おっしゃっていらっしゃるのと実際が違うということは一体どういうことなのかということについてだけ伺います。

これで質問を終わります。

○総務課長（大野常雄） 業者の外しの問題ですけど、私どもでは、白石議員のおっしゃるとおり、こういった不祥事が出たときには新聞等でまず知ることが条件なんですけども、新聞等に出た場合、それに追従して国とか東京都とかあと関係市とか、そういった状況等を見た中で、私どもでその時期についてきちんとしたものが各団体において処分等がなされたときにはそれに追従する形になると思うんですけど、そういう形で柳泉園の指名業者の中ではきちんとお出しして、先ほど言ったとおりの処置をしていくという考え方でございます。

私もアスベストの件でその詳細についてまだ100%把握していないんですけども、それについてそういうものがあったということは私どもも承知しているんですけども、その流れの中で例えば今後の入札とかそういったものにどういう形でそれが反映されていくかということについて、当時としてはその部分が達していなかったということで業者は入れたわけでごさいますして、今後引き続いてそういったものが実際になされているかどうかについては私どもで追跡調査をしていきたいと考えているところでございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 排ガスの関係なんですけど、企業の大小あると思いますが、基本的にはここに書いてございますように「濃度計量証明書」イコール環境計量士という者がいないと測定できないことになっておりますので、またダイオキシン類なんかについては届け出制があったりとか、そういうものがございまして、私どもではそういう計量士、当然いるのは当たり前のことなので、そちらのところは確認をしておりますが、企業のこの入札の格差ですね、280万円と1,200万円という、これについては少し私どものところではわからないというのが現状です。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございました。

今ほどの御説明ですが、1点目の企業の社会的責任に関しましては、きちんとした形で対応をそれなりにしていらっしゃると思いますし、また追跡調査もされるということですけれども、当該の企業の方にその状況というのは伺うということで、やはりきちんと確

認をとられた方がいいのではないかと思います。

それともう1つは、2番目の件ですけれども、これだけ数字にばらつきがあるということは何からの要因は確かにあるわけですから、入札、落札の関係、契約の関係はともかくとしても、やはりこの背景にあるものはきちんとそれなりには調査をされておいた方がいいと思います、それが恐らく今後の分析調査などの参考になっていくのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（相馬和弘） 引き続き質疑をお受けいたします。

○7番（西畑春政） 私もダイオキシン類の件で、またこういう数値になっているところで、以前にEM菌を使って調査研究をされているという報告がございましたけれども、その経過報告ができるようであればお願いをいたします。

2つ目といたしましては、契約状況の6ページが印刷漏れか何か白紙になっておりますので、この辺どういうことなのか、お知らせをお願いいたします。

最後は火災の件でございます。報告書を読みますと、1つは警備体制がどういう状況なのかをお願いしたいと思います。それと、この中で2時20分まで内部の職員が気づかなかったという報告でございます。それも消防団が入って消火をしているのにもかかわらず知らなかったという状況になっていますね。その辺の内部の職員の対応はどうであったのかということと、そういうことでありますから、中からかぎをあげたわけではないんです。外の方が開放作業をしているということですので、このかぎの状況がどうであったのかという、3点お聞きをいたします。

○施設管理課長（蛭田義一） それではまず南側山林土壌のダイオキシン類のことでございます。

以前、東京都林業試験場によるキノコを主体としまして現地試験を実施したわけですが、自然環境に影響があるということで、当初の計画より分解率が低かったために、当組合としましては採用はできなかった。今後の研究に期待をしたいというところございました。

そこで、現在は清瀬EM研究会による分解試験を現地で昨年に続き本年度も行っております。その結果につきましては、現状では成果が出ているという状況でございます。最終的にその結果を今年度いただきまして、最良の方法で浄化に努めていきたいと考えているところでございます。

次に火災についての警備でございます。私どもでは、当園内の夜間巡回警備につきましては、警備順路を定めまして、22時、翌2時、翌6時の3回行うものとなっております。当日も仕様に基づき巡回警備を行ったところでございますが、確認の結果異常はないという報告を受けてございます。

○技術課長（櫻井茂伸） 火災当時のクリーンポートの職員の状況なんですが、私どものクリーンポートでは24時間運転をしております。その中で、クリーンポートの運転員として安全操業ということで中央制御室というところに詰めておるんですが、基本的には運転の監視を行っております。御存じのように音とかが外に出ないように、かなり厳重にクリーンポートはつくってあるものですから、例えば消防が入ってきたサイレンの音、そういうのが聞こえなかったというのが現状のようです。

それとかぎなんですが、実は北門のさくのところの内側にふたがついた開閉のスイッチがついております。それが東久留米消防で私どもの場内を使いまして訓練をしているときがございます。それで、その消防の方がいらしたときにそれを御存じの方がいらして、それでさくを乗り越えてそのスイッチのボタンを押してあけて中に入られたというのが状況です。

○総務課長（大野常雄） 先ほど6ページが抜けているのではないかと。この6ページは前段の「工事請負契約状況」と「委託契約状況」ということで項目を分けるためにあえて白紙のページをつくったということで、別に6ページが漏れたということではございません。

○助役（森田浩） 火災の関係でございますが、議員御指摘のように、この火災が発生いたしまして、柳泉園として、まず最初に私を含めまして、管理者にも指摘されたんですけども、発生した時点で柳泉園の職員が気がつかなかったということが一番問題ではないかということも、それはもう大きな課題だととらえております。

そういうことから、いろいろ事情をお聞きしたところ、夜間の警備は中央制御室ですべて行っております。その中ではモニターがございまして、たまたまその火災が発生したところについてのモニターはございません。ですから、そこでの発見というのがなかなか難しかったのかなと思います。ただ、ではサイレンとか音の関係でそれが第一発見できなかったのかといいますと、私もその後すぐ中央制御室へ行って少し調べてみたんですけど、なかなかそこへ行くと外の音というのは遮断されていまして一切聞こえないようになっております。それは内部の騒音が外に聞こえない設計になっておりますから、その逆でなかなか聞きづらいということで、なかなか音での発見というのは難しかったのかなと思って

おります。

ただ、中央制御室から火災があったところの現場というのは直接室内からは見えないようになってございまして、発見するのであれば、そこが映るような形のモニターがあればそれは発見できたかなと思います。ただ、最初に答弁させていただきましたように、柳泉園が第一発見者になれなかったということにつきましては、そのようなことがないように、今後の対応の中で、感知器をつけるなり、中央制御室の中でそれが発見できるような対応が図れないかということも含めて、現在検討はさせていただいていると考えております。

○7番（西畑春政） 助役の答弁をいただいて大分納得をさせていただきまして、本当にありがとうございます。消火訓練をやっていてわかる人間がさくを乗り越えてあけたということですけども、知っていたらだれでもあけられるということになっちゃいますよね。それでいいのかどうか。だから、スイッチがあってあけるわけですね。そのスイッチのカバーがあって、そのカバーにはかぎがあるのかないのか、かかっていたのかかかっていないのか、そこを少しお願いいたします。

それと、警備会社に対しまして、こういうことがあったので今後の指示とか指導をどのようにされたのか、どういう状況なのかいうところですね。

それと、契約ですね、これは次に7ページからになっているんですよ。もしないのであればページ数をちゃんとやっておいてもらえますか、これは。ありませんという言い方はないと思いますよ。だから、7ページとなっているから6ページはどうなんだという話をしているんですから、その辺少し気持ちのいい答弁をしてもらいたいと思います。

それで、ダイオキシン類ですけども、成果があったということですけども、今後どういう形でE M菌をしていきたいのか、スケジュール的なものがございましたら、考えですね、少し具体的にお話をいただきたいと思います。

○技術課長（櫻井茂伸） かぎの関係でございますが、御存じのように正門と北門がございます。これは全体的な柳泉園の警備の問題もあるんですけども、通常、委託している警備員が10時と2時と6時に中を巡回をしております。そういうことがあるものですから、門は施錠せずに、扉は閉めます。ただ、あけるゲートのスイッチのところにかぎがついているんですが、そこは閉めてございません。

○施設管理課長（蛭田義一） 警備についての今後の対応でございます。警備の担当者の報告を受けた後、会社の報告を受けました。その中で、時間の問題、それから本人の健康

状態について問い合わせたわけですが、時間については私どもの仕様どおりに巡回していたということでございます。それと、健康状態につきましては、夜間の警備の方は年2回検診を受けているようでございます。特に視力、聴力については業務に対して支障がないということで、健康診断書も見せていただきましたけど、異常はないとの報告になっております。

次に、EM菌の状況でございます。先ほど清瀬EM研究会による分解試験でございますが、去年は平成17年5月から12月まで、今回もそのような時期で実験をしていただくようになっております。成果としましては、100台を何とか2けた台、10台の数値に持っていきたいというのが先方の実験の趣旨と報告を受けております。私どもとしても、この園内のダイオキシン類の低減につきましては、先ほどありました分析結果及びその経過を見守っていききたいと思います。また浄化につきましても今後の課題として引き続き行っていききたいと思います。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

○9番（粕谷いさむ） 緑地公園のことについて二、三お伺いをいたします。

先日の代表者会議のときに駐車場側から見せていただきました。きょうも来るときに車をとめて、車道側、西側から、中には入らなかったんですけども、外から見せていただきました。大変すてきな公園ができたのかなと思います。専門家が設計していますから我々はその公園に対してどうのこうの言うのは少しどうかなとは思いますが、植え込みの中には人が入ってもいい公園なんではないでしょうか、それを少し1点。

それと、資料にもありますけども、前回の定例会でいただいた資料、もう少し大きな図面で、樹木の種類が書いてあってよくわかるんですけども、1つ、平仮名で表示されている、これは樹木なのか草なのか全くわかりませんが、何をあらわしているのか、少しそれをお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（蛭田義一） 緑地公園でございます。広さは大体7,000平方メートルございまして、この公園の周囲、これを常緑樹で囲っております。公園内は、落葉樹といたしましてクヌギとかナラ、そのようなものを重点的に植樹しております。要するに南側にある山林と同じ状況のものをつくらせていただいております。

それと園内の林の中、要するに道路に囲まれた林の中に立ち入ることができるかという御質問ですが、今のところ入れる状況になっております。覆土されたその上にチップを相当まいて表土を確保しているわけなんですけれども、今は利用者が少ないんですけど、今

後の経過によりましては根に対して圧力がかかって根を傷めるような状況が起きたり、またその周りに影響があるといけないという判断があれば囲いをしたり、または中に植栽、いろんな草花とかそういうものを植えて外から眺められる状況をつくっていききたいなど思っております。

○9番（粕谷いさむ） 少し質問したのが伝わっていなかったみたいなんですけど、平仮名で表示されているものが何をあらわしているかということをお聞きしたかったんですね。というのは、これが下草というか、この公園は踏んではいけないものが植えてあるんだと。植え込みの中には当然人が立ち入らないような構造になっているのかなということが少し疑問だったものですからお伺いしたんですけれども、今は入れる状況にあると。それで、根の周りを踏んで固めてしまうことがあったらさくということなんですけど、そのさくは、中には入れるけれども、木の周りにさくをすることなんです。この植え込みの中には入れるが、木のすぐ近くに行って踏んではいけないというさくなんです。木の種類は私もこれを見れば全部わかるんです。例えば「マ」はマテバシイだとか、全部わかります。針葉樹も落葉樹もわかりますけれども、それ以外のことで。というのは、この公園そのものが外から見る公園ではおもしろくないと思うんですね。

それと、ベンチが2つあるんですけれども、これは芝生のところで木も何もないところにベンチがあっても、これから夏の暑いときにこのベンチに座る人は恐らくいないと思うんですよ。だから本来ならもっと少し大きなものにして、木の本数を減らして、その中でベンチかなんかに腰をおろして休める公園が私は欲しいなと思っているわけです。二方向から見ましたけれども、確かに小ぢんまりとしたすてきな公園です。樹木の数もすごく多いんですけれども、これが何年かして伸びてきたら果たしてその中を自由に歩ける形になるのかなというのが、少し多過ぎて心配もありますし、成長の早い木もありますけれども、恐らく2年ぐらいは木陰をつくるような木には成長しないと思うんですね。だから、あの中で人が楽しめるような公園がいいのではないかなと思っております。大変通路が広過ぎるぐらい立派な幅の通路なんですけども、あそこは暑くて夏場は恐らくだれも歩く人は。日傘を持っていれば別ですけども、暑さに耐えられない状態になるのではないかなと思っております。その辺お伺いいたします。

○施設管理課長（蛭田義一） この樹木の中の赤い点々ですけども、私も少し今この種類は確認できませんけど、ヤマブキとかの1メートルぐらいの低木だと確認しております。もし後でお時間をいただければ確認してお知らせいたしたいと思っております。

あと、この園内の木の中に立ち入ることができるか、またベンチが少ないのではないかとということがございました。これにつきましては、去る5月1日、5月2日にこの周辺の自治会の皆様と、1日が東久留米市、2日を東村山市と行いました。やはりその中でもこの緑地公園に対して園内にベンチが少ないという御意見がございました。これにつきましては、今後の利用等の経過を見まして検討したいと思っております。

○9番（粕谷いさむ） わかりました。公園ですから当然どんどん変わっていくと思います、生き物がたくさん植わっているわけですから。利用する人が利用しやすい、喜んで利用できるような公園に、手を加えて変えていただきたいなと思います。今、箱庭的ですがごく小ぢんまりしているんですけども、人間があの中に入ってという状態ではないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 要望ということでよろしいですね。答弁はよろしいですか。

○9番（粕谷いさむ） 結構です。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） それでは、以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 相馬和弘

議員 高梨 功

議員 西畑 春政